○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

気象庁長官　西出　則武

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地方海上予報は、次に掲げる区分に従い、行うものとする。

一　地方海上予報、火山現象に関する海上予報等に関する発表形式（昭和二十八年運輸省告示第二百六十四号）に規定する形式により行うもの

二　気象及び波浪の予報事項を分布図をもつて示す形式により行うもの

第十八条第一項中「毎日四回、地方海上予報は毎日二回行なう」を「、毎日四回行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方海上予報は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める回数行う。

一　前条第二項第一号に掲げるもの　毎日二回

二　前条第二項第二号に掲げるもの　毎日四回

附　則

1　この告示は、平成二十七年三月十八日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2　この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、施行日の九時以降に行う地方海上予報について適用し、同日九時前に行う地方海上予報については、なお従前の例による。

○環境省告示第二十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第二項の規定に基づき、甑島国定公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国定公園の区域を表示した図面は、環境省及び鹿児島県庁に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月十六日

環境大臣　望月　義夫

一　区域

鹿児島県薩摩川内市鹿島町、上甑町、里町及び下甑町の各一部

鹿児島県薩摩川内市鹿島町、上甑町、里町及び下甑町の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第二項の規定に基づき、甑島国定公園に関する公園計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省及び鹿児島県庁に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月十六日

環境大臣　望月　義夫

一　特別地域

（一）　特別保護地区

鹿児島県薩摩川内市鹿島町及び下甑町の各一部

（二）　第一種特別地域

鹿児島県薩摩川内市鹿島町、上甑町、里町及び下甑町の各一部

（三）　第二種特別地域

鹿児島県薩摩川内市鹿島町、上甑町、里町及び下甑町の各一部

（四）　第三種特別地域

鹿児島県薩摩川内市鹿島町、上甑町、里町及び下甑町の各一部

二

名称	位置
上甑島西海岸及び長目の浜海域公園地区	鹿児島県薩摩川内市上甑町及び里町地先
野島・近島等の属島群海域公園地区	鹿児島県薩摩川内市犬島、沖の島、近島、筒島、野島、双子島及び松島地先
鹿島断崖海域公園地区	鹿児島県薩摩川内市鹿島町地先
下甑島西海岸海域公園地区	鹿児島県薩摩川内市鹿島町及び下甑町地先

三　単独施設

種類	位置
園地	鹿児島県薩摩川内市（田ノ尻）
園地	鹿児島県薩摩川内市（海鼠池）
園地	鹿児島県薩摩川内市（海鼠池・貝池）
園地	鹿児島県薩摩川内市（市の浦海岸）
園地	鹿児島県薩摩川内市（市の浦海岸）
園地	鹿児島県薩摩川内市（鍬崎池）
園地	鹿児島県薩摩川内市（中川原）
園地	鹿児島県薩摩川内市（帽子山）
園地	鹿児島県薩摩川内市（木の口山）
園地	鹿児島県薩摩川内市（夜萩円山）
園地	鹿児島県薩摩川内市（鳥ノ巣山）
園地	鹿児島県薩摩川内市（百合草原）
園地	鹿児島県薩摩川内市（八尻鼻）
園地	鹿児島県薩摩川内市（尾岳）
園地	鹿児島県薩摩川内市（松島）
園地	鹿児島県薩摩川内市（瀬々野浦）
園地	鹿児島県薩摩川内市（瀬尾）
園地	鹿児島県薩摩川内市（瀬尾）
園地	鹿児島県薩摩川内市（片野浦）
野営場	鹿児島県薩摩川内市（片野浦）
園地	鹿児島県薩摩川内市（青瀬）
園地	鹿児島県薩摩川内市（釣掛埼）

四　道路

（一）　車道

鹿児島県薩摩川内市（瀬上・国定公園境界）から同市（牛瀬・国定公園境界）まで及び同市（瀬上）から同市（瀬上・海鼠池）まで

鹿児島県薩摩川内市（中甑・車道分岐点）から同市（中甑・上甑県民自然レクリエーション村）まで

鹿児島県薩摩川内市（中甑・国定公園境界）から同市（蔵牟田・国定公園境界）まで及び同市（蔵牟田・国定公園境界）から同市（長浜・国定公園境界）まで

鹿児島県薩摩川内市（平良・国定公園境界）から同市（平良・国定公園境界）まで

鹿児島県薩摩川内市（青瀬・国定公園境界）から同市（片野浦・国定公園境界）まで

（二）　歩道

鹿児島県薩摩川内市（里・車道分岐点）から同市（里・鍬崎池）まで

鹿児島県薩摩川内市（長浜・国定公園境界）から同市（尾岳山頂）まで

五　公園計画を表示した図面（省略）

○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年三月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十六日

防衛大臣　中谷　元